

「資格情報のお知らせ」配付のお願い

日頃より、健康保険組合の事業運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、令和6年12月2日より、健康保険証の新規発行が廃止され、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります。

この度、厚生労働省からの依頼に基づき、加入者の皆様に安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくことを目的に、健康保険組合が把握している加入者情報（個人番号の下4桁含む）を皆様にお知らせすることとなりました。

届きましたら、従業員の方へ配付いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

送付目的

- ・マイナンバーの紐づけに誤りがないかを確認していただくため
- ・保険証廃止後に、健康保険の届出・申請の手続き（記号・番号の記入）やマイナ保険証が使えない医療機関の受診時に使用していただくため

送付時期

令和6年10月初旬

送付対象者

加入者全員（令和6年5月2日時点の加入者。ただし、令和6年9月8日までに喪失した方は除く）

- ※1 令和6年5月3日以降に入社された方や扶養認定された方は今回の送付対象外となります。また、令和6年5月2日までに事業所様より資格取得・被扶養者認定申請の届出がされていない方につきましても同様です。
- ※2 ※1に該当される方につきましては、「個人番号（マイナンバー）の下4桁の記載がない資格情報のお知らせ」を12月初旬にまとめて事業所様へお送りいたします。また、令和6年12月2日以降に資格取得・認定された方につきましては、お届出の都度、「個人番号（マイナンバー）の下4桁の記載がない資格情報のお知らせ」をお送りいたします。
- ※3 対象者データ作成日（令和6年9月9日）以降に退職された方や扶養削除された方は今回の送付対象となっています。また、対象者データ作成日までに事業所様より資格喪失・被扶養者削除の届出がされていない方につきましても同様です。お渡しいただく必要はありませんので、廃棄もしくは当健保組合へ返却してください。

送付方法

世帯単位で封入し、事業所様経由での送付となります。

※ただし、6名以上の世帯の方は、個人ごとの封入になります。

任意継続被保険者の方には、直接、ご自宅へ送付いたします。

定形外封筒又は段ボール箱にまとめて、日本通運のセキュリティ便で送付します。

送り状の「ご依頼主欄」は「資格情報のお知らせ一斉発行事務局（委託元：貴社が加入する健康保険組合）」となります。

送付内容

別紙にてご確認ください。